

安芸第一小学校危機管理マニュアル（総論編）

1. 地域の特徴

安芸市は、県都高知市から東へ約40キロに位置する田園都市で、市の南部を横断する国道55号を中心に県東部地域最大の市街地を形成している。南は土佐湾に面し、北は四国山地を背にし、徳島県と接している。市内の中央部には安芸川・伊尾木川が南流し、その流域に安芸平野が広がっている。

2. 学校・校区の概要

本校は安芸市の中心部に位置している。海岸から400m程の距離にあり、海拔は約12mである。本校は、津波浸水区域に指定されており、最大津波浸水深は2m、津波到達予想時間は約50分後（30CMの津波）とされている。

校区は、安芸川によって形成された扇状地にあり、中央部を交通量の多い国道55号線が通っている。南は海岸、東は安芸川に面しており、津波による浸水被害が想定されている。また、西は勾配が急な斜面があり、災害時には崩壊の危険がある。

学校敷地内に児童クラブがあり、約2.5割の児童が利用している。在籍児童、教職員の状況は以下のとおりである。なお教職員の8割強が市外からの通勤者である。

児童数		教職員数
全校児童	特別な配慮を要する児童	
185名 第1学年 33名 第2学年 37名 第3学年 26名 第4学年 30名 第5学年 25名 第6学年 34名	知的支援学級 2名 自閉情緒支援学級 13名	18名 安芸市在住 3名 室戸市在住 1名 田野町在住 1名 香美市在住 4名 香南市在住 4名 南国市在住 3名 高知市在住 2名

◆ 危機管理の前提となる危機事象等

1. 地震災害

安芸市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

名称	地震の概要	被害想定（冬の深夜）
南海トラフ地震 （レベル2）	マグニチュード9	【最大震度】6弱～7 【津波想定】四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定 【被害想定】 住宅全壊：9,700棟 住宅半壊：3,900棟 死者数：1,800人 負傷者：1,800人、
南海トラフ地震 （レベル1）	マグニチュード8.4	【最大震度】5強～7 【津波想定】紀伊半島から足摺岬を震源と設定 【被害想定】

		住宅全壊：1, 300棟 住宅半壊：3, 200棟 死者数：220人 負傷者：490人
--	--	--



2. 洪水等による浸水

安芸市による「安芸川洪水浸水予想図」によると、安芸川で氾濫が発生した場合、校区の広い範囲で5 m未満の浸水が予想されているが、本校は想定区域外となっている。

本校周辺の最大浸水深	想定条件
0 m	安芸川：24時間1123mm以上



3. その他、本校で想定される危機事象

危機事象		想定される事態
生活安全	疾病の発生	熱中症、体育授業・休憩時間の頭頸部損傷その他外傷 階段・ベランダ・遊具等からの転落 急病等による心肺停止 など
	犯罪被害	不審者侵入、通学路での声かけ・付きまとい、 学校への犯罪予告、校内不審物 など
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入
交通安全	自動車	通学路上・校外学習時の自動車事故 放課後・休日の自動車事故
	自転車	放課後・休日の自転車事故
災害安全	台風	台風の接近による強風・大雨
	集中豪雨	大雨、突風、竜巻、落雷 など
	火災	校内施設から出火、理科実験中の爆発
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症 など
	その他	インターネット上の犯罪

4. 避難所等の指定状況（校区内）

施設名	指定緊急避難場所			指定避難場所	
	地震	洪水	土砂災害		
安芸市民館（別館）	○	○	○		本町5丁目17-2
安芸市民館（本館）	○	○	○		染井町8-31
安芸第一小学校	○	○	○		久世町4-13
清和集会所	○	○	○		清和町4-19
千歳集会所	○	○	○		千歳町8-22
津久茂公民館	○	○			津久茂町11-21
馬ノ丁集会所	○	○			西浜3718
安芸おひさま保育所	○	○	○	○	西浜570
ニッポン高度紙工業	○				植野1
黒鳥公民館	○	○	○		黒鳥976
安芸ドーム	○	○	○		安芸市桜ヶ丘町

◆ 平常時の危機管理体制

日常の安全管理・安全教育を推進するため、校長は、校内安全委員会において、危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

（１）危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

□ 安全点検（教職員により実施）

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式等
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ＊每学期実施対象：非構造部材 の劣化状況	教頭	教室等の安全点検表 プールの安全点検表 運動場・校地の安全点検表 遊具等の安全点検表 避難経路・避難場所の安全点検表 各教室の安全点検表 → 安全点検表で集計
	家具の耐震性の点検	教頭	年１回実施
	校地周辺・通学路	教頭	年１回実施
臨時点検	学校行事前後 （校内施設・設備）	教頭	
	災害時（校内施設・設備）	教頭	
日常点検	通常の授業日（授業で使用する 施設・設備）	教頭	

□ 合同点検（保護者、市教委により実施）

毎年６月に保護者より、「通学路の危険箇所」を挙げてもらい、安芸市教育委員会に提出する。それを基に、市教委と警察と合同で通学路の点検を実施する。

（２）危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

- ① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。
- ② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

【物理的対策】例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護柵の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等

【人的対策】例：スクールガード等の見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等

【児童等への指導・連携】例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、ＰＴＡ・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等

- ③ 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、安芸市教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する（専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす）。

（３）点検の適切性の評価・改善

安全担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等）。

□ これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）。

（４）避難訓練・防災学習の実施

- 火災１回、地震３回の避難訓練を実施する。
- 各学年年間５時間以上の防災学習を行う。
- 登下校時、自宅滞在時の危険場所・避難場所・避難経路について指導する。

◆ 熱中症の予防措置

（１）暑さ指数を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度 (注１)	乾球 温度 (注１)	注意すべき 生活活動の 目安 (注２)	日常生活に おける注意 事項 (注２)	熱中症予防運動指針 (注１)	本校の対応
31℃ 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合には中止すべき。	 Point!! 様々な指針を基に、学校として基準を定めておくといでしょう。
28～ 31℃ (注３)	24～ 27℃	31～ 35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人（注４）は運動を軽減または中止。	
25～ 28℃	21～ 24℃	28～ 31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～ 25℃	18～ 21℃	24～ 28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃ 以下	18℃ 以下	24℃ 以下			ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数（WBGT）の数値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』[https:// www.wbgt .env.go. j p/](https://www.wbgt.env.go.jp/)

（２）熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	○直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ○急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	○体力、体格の個人：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ○健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う ○暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ○衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	○運動の強度、内容、継続時間に注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する

	○水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する ○休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。
--	---

(3) 児童に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- 暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織

するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

委員長	校 長	対応の総括責任者
委 員	教 頭	校長補佐、指示伝達、外部対応
	養護教諭 栄養教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止 各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止
	教育委員会	指導・助言

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長	*校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 *食物アレルギー対応委員会を設置する。 *個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	*食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする
学級担任	*食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に行之、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 *食物アレルギーを有する児童の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 *給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 *他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	*食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等

	(応急処置の方法や連絡際の確認等)を立案する。 ＊個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ＊食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ＊主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。
--	--

(3) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握	(A)就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B)アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	9 月
2. 対象となる児童の保護者への管理指導表の配布	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	10 月
↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭、栄養教諭が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 ① 個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管） など	11月
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	12月～1 月
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員共通理解	教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。	4 月
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を	8 月～12 月

	修正する。	
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	10月

(4) 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

●食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。 ●食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。 ●「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。 ●安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。 ●学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。 ●安芸市教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。
--

(5) 学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】詳細な献立表対応	*最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
【レベル2】弁当対応	*持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 *特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。
【レベル3】除去食 【レベル4】代替食対応	*配布された献立内容を確認する。 *対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

(6) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	*家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にこれらの食物アレルギーを有する児童に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	*卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
牛乳パックの洗浄	*リサイクル体験などで児童が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
ソバ打ち・うどん打ち 体験授業	*ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童にとっては注意が必要である。 *うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。
小麦粘土を使った図工授業	*小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 *小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

(7) 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 7時40分～8時15分	○児童は正門・西門・東門・南門から登校する。	○常に正門より出入りする。
下校時間 ＊学校行事等により時間帯は異なる	○児童は正門・西門・東門・南門から登校する。	

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

○来校者向けに、玄関に「来校者の方は事務室へおいでください」の案内を掲示する。

○事務室で来校者受付票の記入を求める。

○来校者には「来校者」のカードホルダーを首にかけてもらう。

○教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際にはネームカードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

(3) 校内の巡視

○通常授業日は、毎日始業前・授業中・放課後の計3回、日直および管理職・技能員が校内巡視を行う。

○防犯上の安全点検を年2回行い、危険個所があれば対応する。

(4) 校外の巡視・巡回

○登下校時の巡視：適宜校舎周辺の巡視を行う。

○地域見守り：「こども110 番の家」「こども110 番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

(5) 児童への指導

○「いかのおすし」の指導を行い、通学路上の危険個所や避難場所について指導する。

(6) 不審者侵入研修

○2年に一度、教職員対象の不審者侵入防止研修を行う。

研修概要（例）不審者が2年教室に入る。

① 担任が対応し、児童の避難と職員室への連絡を要請する。

② 児童・各職員へ放送「〇年で福祉活動を行います。」

③ 警察へ通報。→誘導。

- ④ 管理職や近くの教職員が、さすまたや身近なもので身を守りながら対応する。
- ⑤ 他の学年の児童は、現場から離れた経路を通り、運動場へ避難する。
- ⑥ 警察誘導→逮捕
- ⑦ 職員に対し、訓練講評及び装備資機材の有効活用説明（職員室）

◆ インターネット上の犯罪被害防止対策

（１）最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- ☐ 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- ☐ 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>
- ☐ 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- ☐ 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- ☐ 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- ☐ 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

（２）家庭との連携

校長は、毎年７月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやＳＮＳの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ＩＣＴ機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

（参考文献）学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

◆ 校外活動における危機未然防止対策

（１）事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	○校外活動先における地域固有のリスク（津波・土災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ○事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ○訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ○引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。
--------	--

	○災害発生時の避難経路・避難場所・情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ○緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ○一人で避難できない児童への対応については、個別の支援会を開き、支援員の配置を含め検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動 ※（食物アレルギー対応）	○食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ○エピペン等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ○工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ○宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ○宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ○ワールアレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ・エピペン 等持参薬の使用法の再確認 ・搬送可能な医療機関の事前調 ・円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童同士の弁当のおかずやおやつ交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃 等

（２）校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

☐ 緊急連絡体制表	☐ 児童名簿（緊急連絡先を含む）
☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）	☐ 緊急搬送先医療機関の情報
☐ 携帯用救急セット	☐ 携帯電話・スマートフォン
☐ モバイルバッテリー	☐ 携帯ラジオ端末
☐ 笛（危険を知らせるため）	

（３）校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
- 引率教職員の指示をよく聞くこと
- 一人で行動しないこと
- 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
- （食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の行事予定欄に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担

当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

(1) 事前準備

○学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。

○行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。

(行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認)

○行事の受付(来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し)についてPTAに依頼する。

(2) 校内行事当日の対応

○行事の来賓には、確認後、来賓席に案内する。

○行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

◆ 緊急時の非常参集体制

(1) 非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

□地震

本部	震度等	配備態勢	配備体制
注意体制	震度3の地震が発生 津波注意報が発表	注意体制	管理職
準備体制	震度4の地震が発生 津波警報が発表	震災第1配備 (準備体制)	管理職及び管理職が指定する教職員1名程度
災害対策本部	震度5弱の地震が発生 大津波警報が発表	震災第2配備 (警戒体制)	管理職及び管理職が指定する教職員2名程度
	震度5強の地震が発生 大津波警報が発表	震災第3配備 (非常体制)	半数以上の教職員
	震度6弱以上の地震が発生 大津波警報が発表	震災第4配備 (緊急非常体制)	全教職員

□風水害、その他の事故・災害等状況に応じて、安芸市と協議して校長が判断。

(2) 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても学校まで参集できない場合には、居住地近くの学校や公共施設での支援にあたる。本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

(3) 緊急時参集職員

校長は、毎年度当初に、当該年度の「緊急時参集職員」3名を指名する。

(4) 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況(自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等)について、メール又は電話により、管理職

(校長又は教頭)に連絡する。

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

(5) 非常参集時の心得

- 服装：動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。
- 持ち物：数日間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。
- 非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、危険区域を絶対に通らないこと。
- 参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。
- 災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、本部へ報告すること。

◆ 事故・災害発生時の対策本部体制

(1) 事故・災害対策本部の設置基準

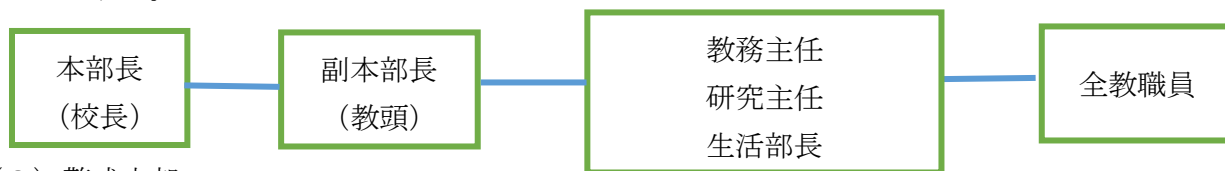
事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 (管理職、安全担当、緊急時参集職員※)	*震度5弱又は5強の地震が発生した場合 *津波注意報が発表された場合
事故・災害対策本部(全教職員)	*学区内で発生した災害により、大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 *学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合 *学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上 の負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合

※緊急時参集職員は、勤務時間外に警戒本部を設置する場合のみ

(2) 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



(3) 警戒本部

校長・教頭・教務主任・学校安全担当・緊急時参集職員(勤務時間外のみ)を構成員とし、設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、児童及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

班	役割	準備物
警戒本部班	施設被害状況、異常等の確認 災害情報等の収集 使用する資器材の準備 安芸市教育委員会への報告	・危機管理マニュアル ・学校敷地図等図面一式 ・携帯型ラジオ、テレビ ・無線装置、衛星携帯電話、

	・携帯電話・スマートフォン
--	---------------

(4) 学校事故・災害対策本部

学校事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

班	役割	
対策本部班 【校長】	☐ 事故・災害の情報収集・取りまとめ ☐ 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ☐ 各班との連絡調整 ☐ 緊急時持ち出し品の搬出・保管 ☐ 記録日誌・報告書の作成 ☐ 安芸市教育委員会との連絡調整 ☐ 安芸市災害対策本部との連絡調整 ☐ 報道機関への対応 ☐ 学校再開に向けた対応 : ☐ 〔学校事故発生時のみ〕教職員、児童への聴き取り、被害児童の保護者など個別の窓口	危機管理マニュアル、 学校敷地図等図面一式、 携帯型ラジオ、テレビ ハンドマイク、懐中電灯、 緊急活動の日誌、拡声器、 ホイッスル、 トランシーバー、 無線装置、衛星携帯電話、 携帯電話・スマートフォン
安否確認・ 避難誘導班 【教務主任】	☐ 児童及び教職員の安否確認 ☐ 安全な避難経路での避難誘導 ☐ 負傷者の把握 ☐ 下校指導及び学校待機児童の掌握・記録 : ☐ 行方不明の児童、教職員の把握・報告	クラスの出席簿 行方不明者記入用紙（児童・ 教職員）
安全点検・ 消火班 【防災担当】	☐ 初期消火 ☐ 避難、救助活動等の支援 ☐ 施設・設備の被害の状況確認 ☐ 校内建物の安全点検・管理 ☐ 近隣の危険箇所の巡視 ☐ 二次被害の防止	消火器、ヘルメット、 携帯型ラジオ、 道具セット、 手袋、被害調査票等
応急復旧班 【研究主任】	☐ 被害状況の把握 ☐ 応急復旧に必要な機材の調達と管理 ☐ 危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 ☐ 避難場所の安全確認	被害調査票等、 ヘルメット、 構内図、ロープ、標識、 バリケード等
救護班 【生活部長】	☐ 児童及び教職員の救出・救命 ☐ 危険箇所等の確認 ☐ 負傷者の搬出 ☐ 負傷者の負傷程度の確認・通報	安全靴等、防災マスク、 ヘルメット、毛布、革手袋、 トランシーバー、担架、 A E D
救急医療班 【養護教諭】	☐ 医師等の確保、手当備品の確認 ☐ 負傷者の保護・応急手当 ☐ 関係医療機関との連携 ☐ 心のケア	応急手当の備品、 健康カード、担架、水、 毛布、A E D
保護者連絡班 【教頭】	☐ 引渡し場所の指定 ☐ 保護者等の身元確認、児童引渡し ☐ P T Aとの連絡調整 ☐ 保護者会の開催	引渡し事前登録カード、 出席簿、 集合場所でのクラス配置図
避難所協力班 【教務】	☐ 市区町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ☐ 避難者の名簿作成 ☐ 緊急物資の受け入れと管理 ☐ ボランティアの受け入れ ※本校に避難所が開設された場合のみ	マスターキー、 バリケード、 ラジオ、ロープ、 テープ、校内配置図 避難者への指示（文書）

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部の調整に基づき、上記の役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

◆ 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

○一斉メール配信（すぐーる）

入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。

【児童の安否確認】

○本校ウェブサイト：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

○一斉メール配信（すぐーる）：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

○一斉メール配信（すぐーる）

返信用の設定をすれば、保護者からの返信メールを受信することは可能。

◆ 教育活動の継続

（１）事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、安芸市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

*震度５強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）

*事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合

*その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

*一斉配信メール

*本校ウェブサイトへの掲載

*学校入口（校門）への掲示

*避難所への掲示

*PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼

*安芸市からの広報（安芸市教育委員会を通じて要請）

②臨時登校の実施

校長は、必要に応じて、安芸市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- * 登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- * 児童の心理面の状況把握・安定確保
- * 児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- * 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- * ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- * 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う

（２）学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 * 児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 * 教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 * 学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 後日の報告等に備え、 <u>被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記</u> * 危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 * 学校給食施設・備品の点検と必要な措置 * ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施 * 危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 * 安芸市教育委員会に対し、以下を要請 ・ 専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。 * 学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 * スクールバスの運行可能性（安芸市教育委員会を通じ、委託事業者を確認）

（３）応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（２）の調査結果を基に、安芸市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）

○臨時学級編成

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

○給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

* 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認

* 動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）

* 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、安芸市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

* 学校施設の応急復旧状況

* 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況

* ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況

* 通学路の安全確保状況

* 利用できる教室数など、教育の場の確保状況

* 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数

* 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記（１）②に示した手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

（４）被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに安芸市教育委員会へ報告する。（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、安芸市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。

○転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◆児童等の心のケア

（１）心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。

○保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。

○養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

○その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

（２）トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに子供のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。→【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにして

あげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」（平成26年3月）

（3）心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

〔心のケア委員会〕

構成員	＊校長 ＊教頭 ＊教務主任 ＊生徒指導主任 ＊保健主事 ＊養護教諭 ＊当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 ＊スクールカウンセラー ＊スクールソーシャルワーカー ＊学校医
協議・検討事項	＊当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 ＊対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） ＊ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ＊保護者等からの相談窓口設置の要否 ＊教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） ＊専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ＊教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

（4）関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

◆教職員の心のケア

（1）管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

○被災した教職員に、現実的な配慮を行う。

○学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。

○報道対応の窓口を一本化する。

○不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。

○事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。

- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

（２）教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることにには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクセーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

事故・災害等発生時の健康観察様式									
年 組 氏名		(記入日:)		記入者:					
調査項目		要 配 慮 者	日 常	危機発生後					
当てはまる場合、日常欄・ 危機発生時欄に○印を記入				月 日	月 日	月 日	月 日		
児童の訴え	食欲がない	て							
	眠れない								
	眠気が強い、うとうとする								
	体の痛み（頭が痛い、おなかが痛いなど）								
	吐き気がする								
	下痢をしている								
	皮膚がかゆい								
	家に帰りたくない								
	学校に行きたくない								
	怖いことや心配事がある								
観察される状態	落ち着きがない	日							
	ぼんやりすることが多い	て他							
	イライラしている	日て他							
	元気がなく、意欲が低下している								
	ハイテンションである	日							
	余り話さなくなった								
	物音に過敏になる								
	人が違ったように見えることがある	知日て他							
	こだわりが強くなる	日							
	発作の回数が増える	て							
その他	パニックの回数が増える	日							
	体重減少あるいは急激な体重増加								
	薬の服用ができていない	知日て他							
いつもの様子と違う（記述）									

①「日常」欄には、日頃の様子を思い出して当てはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、当てはまる項目に○印を記入。
②要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童は特に注意深く観察する（障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため）。
知：知的障害 日：自閉症 て：てんかん 他：その他の疾患・障害
③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。
④「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。
⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

事故・災害等発生後の身体状況等調査票									
保護者またはご家族が記入し、 月 日までに学級担任に提出してください。									
		学年	組	児童氏名					
記入者(○印)		父・母・祖父・祖母・その他(続柄を具体的に:)							
児童の様子 (a-fは、それぞれ1-4を選んで○印)				1 ない	2 あまり ない	3 少し ある	4 とても ある	3,4に○印を付けた場合、 具体的な様子を記入	
a	食欲がない。			1	2	3	4		
b	眠れない、怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚める。			1	2	3	4		
c	おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など)			1	2	3	4		
d	学校に行きたがらない。 外出したくない。			1	2	3	4		
e	よく泣く。 小さな音にも敏感に反応する。			1	2	3	4		
f	頭痛や腰痛(おう吐・下痢)を ひんばんに訴える。			1	2	3	4		
g	その他(災害前と比べて変わったようす、気になるようすなど)								
ご家庭の状況(家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で)									
その他気になること(地域の状況、他の児童のことなど)									